

第十六回 参議院經濟安定委員會會議錄第十二号

昭和二十八年八月四日(火曜日)午前十一時五十三分開会

委員の異動

八月三日委員上原正吉君辭任につき、その補欠として、山縣勝見君を議長に於いて指名した。
本日委員山縣勝見君辭任につき、その補欠として、滝井治三郎君を議長に於いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 高橋 衛君
委員 八木 幸吉君
岩沢 忠恭君
滝井治三郎君
奥 むめお君
岡田 宗司君
水井純一郎君
鮎川 義介君

委員

政府委員

公正取引委員会委員長 横田 正俊君
公正取引委員会委員 湯地謙爾君
公正取引委員会委員 岩武 照彦君
公正取引委員会委員 古池 信三君
公正取引委員会委員 中野 哲夫君
公正取引委員会委員 桑野 仁君
公正取引委員会委員 仁君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
常任委員 仁君

常任委員 内田源兵衛君
会専門員 丸山 泰男君
公正取引委員会事務局局長 丸山 泰男君
公正取引委員会事務局次長 丸山 泰男君

説明員

本日の会議に付した事件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(早川慎一君) 只今より經濟安定委員會を開会いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、前回に引続き質疑を続けたいたします。質疑者の出席がありませんので、暫時休憩いたしまして午後一時再開いたします。

午後一時五十四分休憩
午後一時四十三分開会

○委員長(早川慎一君) それでは委員會を再開いたします。休憩前に引き続きまして質疑を続行いたします。

○岡田宗司君 合理化カルテルの問題について公正取引委員長にお尋ねします。この合理化カルテルですが、現在ここにあるいわゆる合理化カルテルは、どういふような種類のものが今後できると予想されるのですか、形です、それからどういふ事業に、どういふ種類の事業に、どういふものができるというお考えですか。

○政府委員(横田正俊君) この、今回設けられました合理化カルテルにつき

まして将来ますますどういふものが出て来るかというところにつきましては、只今すぐにはどういふものが出ないかというところのほうは、御承知の例の肩鉄の購入に關するカルテルではないかと思ひます。

その他につきましては、例の品種の制限でございまして、メーカがいろいろな品を無秩序に作つておられますものを、話し合ひによりまして生産品種を制限するといふようなことが将来多少起つて来るのではないかと、さういふふうには、これは通産省のほうで、さういふふうには、言つておられますので、大体今予想されますものはそんなものではないかと思ひます。

○岡田宗司君 私もここに書いてある合理化カルテルはまさしくその例の肩鉄に対するものと、それをどうもここに、そこにカモフラージュをしてさういふ一般的な形を与えたのじやないかと、さういふふうには思つておる。で、品種の規格の統一といふものは果していいですか、さういふものは果していいか、これは私も実は生産量の制限とか、それからその価格の維持の上に直接果して關係があるかどうかといふふうになると、かなり間接的になるの、まあいわばカルテルとして取上げると、さういふものはなからうと思つておる。が、とにかく肩鉄の問題がここでは中心問題になるわけですが、最近あの肩鉄につきましては何か公取のほうに

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

件が法律で規定してございまして、殊に甚だ安い値で共同して買叩きをしておるといふようなことになりますと、関連事業者の利益を不当に害するといふ要件に觸れて参りますので、仮に改正案が成立施行になりましてもさういふ肩鉄の購入が直ちに違法として認可を受けられたといふふうには限らないのであります。この審査の途中でございまして、いつ結論が出るかといふことを只今はつきり申し上げられませんが、大体さういふ仕組で事実の把握という点は今一生懸命で努力しておる次第でございまして。

○岡田宗司君 この肩鉄購入カルテルの問題でございまして、大体ここに合理化カルテルとしてここに書くようになつたのは、それが一番大きな狙いのようになつたのですが、この項を入れるようになつたのは、やはり通産省のほうでこれが必要だといふことを認めて、特に国内における肩鉄は安くしなければ、鉄鋼業の合理化が進まないのだという見地から、特にこれを取上げて入れるようにしたものであつたか。これは公正取引委員會のほうではどういふふうには考へておるか。

○政府委員(横田正俊君) この点はむしろ私の了解しておるところでは、通産省のほうにも勿論この話はあつたかと思ひますが、結局製鉄業のほうの意向が非常に強くございまして、結局鉄の値を下げるというところに非常な努力をいたしておるようであつて、肩鉄が非常に高く、それが延いて鉄の

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

調査をしるという要求が出て、公取のほうでもこの調査を始められた。さういふふうには聞いておるのですが、問題の所在は、外国から相当高い肩鉄を輸入して、国内におきましては、メーカが、特に三大メーカが中心になつてこれ以上買わないといふことで外国よりも相当低い価格の肩鉄購入価格をきめてさうして指定商等に事実上命令して、集荷業者からそれ以上高い金で廻せないといふようなことで、独禁法に觸れるといふことが問題になつておる。じやないかと思ひますが、この肩鉄のさういふ問題に對する公正委員會のほうで今お調べになつておるところ、並びにその考え方を伺いたい。どういふふうには処理しようとしておるか、さういふ点について……

○政府委員(横田正俊君) 只今お示しのように肩鉄の購入に關してカルテルがあるのではないかと、さういふことで先般提議がございまして、直ちに當委員會の審査部において現在取調中でございまして、委員會の會議に正式にまだ上つて参りません。明らかにさういふ話合いがございまして、それによつて値を下げて買叩きをしておるといふようなことがございまして、勿論現行法上第四條違反の問題が起ります。仮にこの改正案が通るといふことになりましても、この肩鉄の購入に關する共同行為は一応認められることになつておりますが、これにはやはりいふ／＼な要

面に悪い影響を与えるというように
とで、メーカー、業者のほうで非常に
強く公正取引委員会の方にも申入れ
があつたようなわけでございまして、
我々のほうもそこにいる／＼弊害も考
えられましたが、この二十四条の四の
ような条件の下に認めますれば、コス
トの引下げにも役立つし、又弊害面を
適当に抑えることができてというふ
うに考えまして、公正取引委員会が案
を立てます際に入れたわけござい
ます。

○岡田宗司君 現在外国から輸入され
る屑鉄の価格と、国内で集めておるの
とは、相当の開きがありますね。トン
五千円くらいの開きがあるんじゃない
ですか。

○政府委員(横田正俊君) たしかそう
ですね。

○岡田宗司君 そうですね。そうして
これは勿論安ければそれで鋼鉄の価格
も安くなるわけですがね。併しなが
ら一面において、これが製鉄会社の隠
たいろ／＼な財源といえますか、そう
いうものになつておるといふことも私
ども聞かされておるのですが、公取委
員会の方ではそういう点についてど
うお考えになつておりますか。

○政府委員(横田正俊君) 私もまだそ
ういう裏の裏までは実ははつきり認識
はしておりませんが、併しこの考え方
は、只今申上げましたように、安い鉄
ができれば結局それが鉄を使います業
者のほうにも非常に有利になるはずで
あり、又その鉄を使いますものも、で
きた屑鉄が又製鉄のほうへ廻つて来る
というように、これは鉄を利用
する側にとつても、非常に有利である
というふうに、まあ一応考えたわけで

ございまして。なおその屑鉄を集めて参
ります業者の立場というものも、これ
はやはり考えなければなりません、こ
その点は先ほど申上げましたように、
余りひどい買叩きをいたしますとき
は、カルテルをとらないという方法も
ございまして、これは理想的に動け
ば非常に合理化に役立つというよう
な観点からいたしまして入れたわけ
でございます。

○岡田宗司君 これはまあ表向きの議
論、それから表向きの言い方からすれ
ば、まさしく屑鉄の価格が安いこと
は、鉄鋼の生産費が安くなることにな
つて、或いは合理化を促進されること
になるかも知れません。私どもはそれ
が表向き促進されるならば、別にそう
とやかく言うことはないと思うので
す。今言つたように、ここに一つの製
鉄会社にクッションができて、そうし
てここであるような操作が行われて行
く、そして事実上それが本当の意味の
合理化にならないといふことが相当予
想されるような場合があるかと思つて
います。それは若しそういうことが行
われるならば、これは合理化カルテルに
も何にもならん。而も隠れた独占利潤
を生ぜしめ、それから又それを維持
させるという役目をするので、むしろ
逆に言う、カルテルの悪い面を維持
させることになりはしないかというふ
うにも考えられるのです。若しそう
いうようなことになつて来た場合を予
想いたしますと、これは相当まあ公取
のほうで嚴重に考えて頂かなければ、
事実合理化の促進といふことの逆な結
果を來すのではないかというふうに
考えておりますがどうでしょう。

○政府委員(横田正俊君) 確におつ
しやるような危険があると思ひます。
なお問題は、御承知のように非常に少
数のあつた企業が支配している特殊
の業界でございまして、そういう原材
料が安くなつたことが、直ちに鉄の価
格に響かないという面があり、その業
界でございまして、確かにその点は御
心配の面もあると思ひますが、それら
の点は又別途この鉄につきましては、
現在我々のほうでもいろいろ研究をし
ておりますので、そういう基本的な問
題と併せまして、この問題につきまし
ては慎重に扱かつて行かなければなら
んと考えております。

○岡田宗司君 それからまあ今度の法
律によるといふと、例の第三章の廃止
ですか、あれによりまして、まあ実は
企業の、極端に言えば一業一社になる
ことも差支えないことになるわけだ
ね。

○政府委員(横田正俊君) 較差でござ
いますか。

○岡田宗司君 そういうことになりま
すね。そういう傾向が起つて来て、そ
ういう形での、つまりカルテルの形で
なくて、事実企業の合同によつて、例
えば或る産業が一社なり二社なりで支
配される。事実上支配されてしまふと
いうことは、これは今度の法律ではお
認めになるのですが、その点につい
て、公取委員会のほうはどういうお考
えですか。

○政府委員(横田正俊君) この現行法
の第八条でございまして、較差の規定
を除きました理由は、大体企業が大き
いことそれ自体が悪いという気が中
心になりましてできたものが第八条で
ございまして、今回は、そのこと自体
が悪いものとし取扱うことは少し行過

ぎであるというふうに考えまして、第
八条をとつたわけでございますが、こ
れは御承知のように、アメリカの判例
におきまして、大きなものは、
悪とする思想はとらないといふことを
はつきり言つておりますから、大体さ
ような気持でございまして、それなら
ばそういう大きなものがいろいろ／＼害
を流す点はどうなるのかという点につ
きましては、現行法にございまして、こ
いゆる独占の規定によりまして、こ
れを適当に運用いたしますれば、そ
う大きなものが一定の取引分野の競
争を實質的に制限するといふ段階にな
りますればこれを取締る。なお併せま
して、今度は不公正な取引方法の中
に、現行法にはございませぬのです
が、經濟力を濫用いたしまして、經濟
上の地位の優越といふことを濫用いた
しまして中小企業を圧迫するといふよ
うな面につきまして、特に不公正な取
引方法として取締ることにいたしました
。これらの規定を活用することによ
りましてそういう大きな企業による弊
害といふものをできるだけ防止する、
こういう行き方をいたしまして、従
まして、大きなものを取上げます
第八条の規定をとつたわけでありま
す。なおだん／＼大きな企業ができて
行くのを、そのものを防げないではな
いかといふことに對しましては、御承
知のように合併や營業の譲受けにつ
きましては現行法の規定を全然いじら
ないでそのまゝとつてございまして、
合併、營業譲受けその他の方法により
まして企業が大きくなつて参りますも
のにつきましては、若しそれが一定の
取引分野の競争を實質的に制限するも
の、或いは不公正な取引方法で以て無

理やりに合併をし或いは營業を譲受け
るといふことにつきましては、現行法
と同じようにこれは認めないという立
場に立つておりますので、この点は現
行法と同じように取締られる、とい
うふうに考えております。

○岡田宗司君 これはなかなか／＼むずか
しいことで、その判定も非常に困難な
問題であらうと思ひます。例えば板ガ
ラスなんかの問題なんかも、今三社く
らいですか、それで或る一社だけが非
常に大きいので、これが事実上市場を
支配しておるといふようなことで、そ
の三社のうち一社はすでにやめてい
る。そうすると二社になつてしまふ
と、事実上大きいほうの一社が實際上
支配をする。併しながらどうもこれは
暗黙のうちにならざるを得ない。例へば朝鮮
の休戦によつて板ガラスに対する需要
が殖えて来た、或いは殖えるだろうと
いう見通しの下に価格が上つて行く。
そうなつた場合に国内においても板ガ
ラスの消費者というものが非常に困
るのです。そういう場合に果してこれが
そういう需要供給の關係に基くために
高くなつたのか、それを利用して高く
て行くのか、そういうことの判定はな
かなかつかんと思うのですが、そうい
う場合の判定ですが、独占とか、不
公正取引とかによるための要素がどの
部分で、そうでない部分がどの部分だ
といふことの判定が果してあなたがあ
のほうで的確につきまつか。

○政府委員(横田正俊君) 非常にむず
かしい問題であると思ひますが、結
局はその個々の企業なり、或いは業界
の實態の把握といふことができません
と、今申しましたような取締は甚だ困
難であらうと思ひますが、この点は、

公取の事務能力の問題もございます
が、今後十分にそういう点は事実をは
つきり取調べをいたしまして、殊にそ
ういふ少数の企業が支配している部面
につきましては、今後更に一般的調査
なり或いは特別な取引方法の調査なり
を十分にいたしまして、弊害の起らな
いようにやつて行きたいと思ひます。

○岡田宗司君 公正取引委員会の構成
から来る調査能力の限界という問題か
らしてなかにできないというお話で
すが、今何ですか、公正取引委員会の
ほうは、訴えがあつたり、特にいろい
ろ疑わしいというふうなものについて
の調査をされておられるのか、それとも
だんから、例えばこの種類の事業につ
いてはそういう傾向が大体あるという
ことで、そういう虞れのある各産業に
ついてふだんからその傾向を調査して
おられるのか、その点はどういふう
になつておりますか。

○政府委員(横田正俊君) 御承知のよ
うに公正取引委員会は、違反事件を取
上げます審査部というのと、それか
らその他の行政的の面或いは一般的の
調査というふたつに分れておられま
して、その経済部の中に調査課とい
うのがありまして、今お話しになりま
したような企業全部或いは特定の企業
についての一般的調査或いは特殊の個
個の企業についての調べというふうな
ものを相当やつておられまして、例え
ば鉄につきましても、或いは板ガラス等
につきましても、今まで非常にいろい
ろな種類の事業に亘りましてかなりの
調査をいたして、これは勿論明らかに
こういう点に独占禁止法違反の虞れが
ある、今のところは是れは是れではない

が、将来そちらのほうへ向いそうであ
るとかいうような、独占禁止法上のい
ろいろな観察が書いてございまして、
で、部外にお渡しすることができない
のでございまして、相当たくさん調べ
をやつておられまして、又だん／＼そ
ういふ調査に慣れて参りまして、いわ
ゆるつぽと申しますか、そういうもの
をだん／＼把握することが最近の調査
は非常にうまくなつて来ておられるよ
うに思ひますので、この点は是非今後も続
けて行きたいと考えておりますが、先
ほど申しましたように非常に手不足
でございまして、この点は大蔵省のほ
うにも調査機能についてたび／＼申出
をするのでございまして、そういう調
査はもうほかの役所でやつておられ
から、そういう材料を使つてやればい
じやないかというふうなことでござい
ますが、この点は全く独占禁止法上の
観点からする調査というものは全然別
なものでございまして、その点をたび
たび強調するのでございまして、どう
も大蔵当局の理解を得られませんが、
だその点は残念に存じておられますが、
只今の機構におきましてこれを十分
に活用いたしまして、特に問題になり
そうなものには特に取上げて今後もや
つて行きたいと考えております。

○岡田宗司君 審査部のほうでいろい
ろ取上げられておられる問題は、外から
の訴え等によつて取上げたほうが多いの
か、それとも公正取引委員会自身の調
査活動によつてこれは該当するといふ
ことが多く、今までの例から言つて
どちらが多いのですか。

○政府委員(横田正俊君) 今ここに正
確な数字を持つておりませんが、私の

今までの何年間かの感じを申し上げます
が、これは司令部のごさいます間は
これは司令部のほうからいろいろ言つ
て参りまして、これは除外いたしまし
て大体のことを申し上げますと、大体半
半くらいではないかと思ひます。あと
は大体新聞、雑誌、或いはその他いろ
いろな、殊に業界新聞というふうな
もの、これは相当いろいろ材料が得られ
ますので、公取が自発的にやつており
ます。大体半分くらいと考えておりま
す。

○岡田宗司君 この「最近に於けるカ
ルテル並にカルテル類似活動の状況」
の十四頁に過燐酸石灰のところの一番
終りのところでですね「操短下における
操業率は当初の協定の操短時の三月は
四八％、四月は四四％で行政措置以降
の率はいずれも四〇％前後で、殊に
昨年の八月には三三％という驚くべき
低率となつてゐる。即ちこれは業界と
政府の合作による行政の半強制カルテ
ルと見ることもできよう。」「という見
解がくだされてゐるのです。」「この
「行政の半強制カルテル」ですね、これ
はまあ過剰生産なんかの場合に政府が
一応勧告なり何なりでこういうものが
操短をして来たというふうになるわけ
ですが、これがまあ行われるために傾
格が維持できる。傾格が逆に騰貴して
来るという場合も起つて来るでしよ
う。これも行政の半強制カルテルに対
する公取委員会のお考え方、それから
これが例えばこのために操短が長く続
いて、それから単に過剰生産から来る
業界への悪影響以上にまあ相当高率な
利潤を維持せしめる役割を起している
ということが明らかになつた場合に、公
取委員会としてこれに對してどういふ

態度をおとりになりますか。この半強
制カルテルに対する公取の態度といふ
ものをお伺ひしてゐる。

○政府委員(横田正俊君) これは少し
書き方がどうかと思ひますが、ここ
で申上げておきますのは、要するに行政
措置といたしまして、いろいろ官
庁の指導がございまして結果、事実上
カルテルを結んだと同じような結果を
招来してゐるというところをどういふ言
葉で申上げたのでございまして、例え
ばこの過燐酸石灰につきましては、例え
ば石の輸入外貨割当権というものの、そ
れも正確なことははつきりいたしまし
ませんが、通産省に属してございまして、
その操作によりまして事実上操短が行わ
れる、こういう形になるわけではござい
まして、この行政措置が、いわゆる適
法な権限に基いて通産省がやつており
ます場合は、仮にその結果甚だ不当な
ものがあるといつたしましても御承知の
ように独占禁止法は事業者の共同行為
を禁ずる趣意になつておられますので、
これを直ちに独占禁止法違反として取
上げることは非常に困難なように思わ
れるのでございまして。ただその場合
も、殊にこの行政官庁の勧告というよ
うなものに正当な法律上の権限に基か
ないで事実上行われてゐるというよう
な場合におきましては、若しそれにそ
ういふことを通じて事業者がカルテル
の効果を挙げている。実質的には行政
府に働きかけてその発動を促すことに
よつて事実的にカルテルを結んでい
る。こういうふうに見られます場合
は、これは独占禁止法の問題としても
取上げることができると思ひますので
ございますが、その関係は場合々々によ
りまして非常に複雑で、要するに行政

庁のほうで積極的に出た場合と、事業
者の働きかけによつて出た場合とは相
当違ふのでございまして。それはその場
合の場合によつて考えなければならん
と思ひます。なおそういう意味の勧告操
短というふうなものもございまして、而も不
況の回復というふうなことに以上いろ
いろな弊害をきたし、関連事業者に
非常な迷惑をかけたなり、或いは非常に
利潤をそれによつて得るといふような
場合に、公正取引委員会として何か打
つ手があるかというお話であります
が、これは勿論カルテルという認定が
できます場合は独占禁止法で正式に取
上げられますが、最初に申しましたよ
うに正当な行政庁の権限で行われてお
ります場合は、公正取引委員会として
は打つ手がございません。まして、こ
の点は綿紡操短の場合に、これはいろ
いろな御観察もあると思ひますが、綿
紡操短の場合にも相当傾格が回復して
おりましたのに続けられましたのに對
しまして、止むを得ず公正取引委員会
といたしましては警告と申しますか、
申入を通産省にするというふうなこと
で終つてしまつたのでございまして。ど
うも独占禁止法によつて与えられてお
ります公取の権限、現行法の権限で
はともうそういう場合に有効な手は打
てないと、こういうふうな考えられま
す。

○岡田宗司君 今まあ綿紡操短のお話
が出たので私もちよつと触れたいと思
ひますが、私の知つてゐる或る綿紡
関係の資本家は、いや、あれがあつたの
でおれのところは是れは大助かり。そうして
まあそういうふうなことで、大分まあ
あれの陰に隠れてなかに／＼うまいこと
をやつてゐるという企業もあるやうで

すが、これに対して今言われたように、公正取引委員会としては通産省のほうにまあ申入をするとか、警告を発するとかという程度では到底私はカルテルの首の根つこを抑えて行くという事はできないと思う。恐らく今後まあ朝鮮休戦から来る不況からいまして、相当まあ設備の拡張をやつてゐるところは、まあ思うようにカルテルができないということになりますれば、政府の勧告による操短とか、何とかという形を或いは業者のほうから政治力を働かして申入れるなり或いは又大変気のきいたお役所のほうでそれをやるなりして、これはつまり公正取引委員会の活動の余地をなくして、事実上のカルテルを成立せしめるということが考えられるわけです。こういう点について公正取引委員会としてはこういう事態をどうするかということについて、まあ今の法律ではこれはどうにもならんと言つてゐるだけでなく、何らかこれに対してまあ措置というふうなことはお考えになつたことがありますか。

○政府委員(横田正俊君) その点は今回の改正にからみまして、私どもも非常によく考えた点でございます。御説のように、カルテルは今度認可で認めることになりましたが、これにはかなりやかましく要件をきめましたので、場合によりましては行政庁も勧告というふうな方法でもつと要件を軽い場合にカルテルと同じような結果が持ち来たされるようなことがありはしないかという点を非常に懸念いたしましたのでございますが、この点は先般も衆議院におきます本改正法案の審議の際に、特に通産大臣から、今後は独占禁止法を無視したような操短勧告というふうな

行政措置は行わないということを示明かに言明せられたので、その点は一応私はそういう通産大臣のお話を信用をいたしまして、今後はそういう事態は起らないというふうな考へております。仮に若しどこかに起きましてそういうふうな面白くないことが起りました場合には、先ほど申しますように、公正取引委員会といたしまして、直接にこれをどうするという手段がございますので、この点は、公正取引委員会には国会に対していろいろ意見申述べることが認められておりますので、若しそういうふうな傾向がございました場合には、国会に意見を申し上げまして、国会の御判断を仰ぎたいと考えております。

○岡田宗司君 政府からの操短勧告ですね。これは今どういう業種について起りましたか。で、現在どういう業種についてそれが維持されておるか、或いは防止されたか、そういう点を一つ……

○政府委員(横田正俊君) 私の記憶いたしておりますところは、綿紡がございまして、それから化繊の、いわゆるスフ綿の生産制限につきまして通産省からの勧告がありました。これは但し大きな枠だけの勧告でありまして、その中身は、化繊協会を中心としたしまして事業者が話合つた形跡がございまして、この点はそこを捉えまして考慮いたしたのでございます。なおタイヤ、ゴムにつきましても、やはり丁度綿紡と化繊との中ぐらいの勧告があったように聞いております。これもやはり業者のお話合ひという面がございまして、ゴムの中で特に問題になりますタイヤ、チューブにつきまして

は正式の事件として取上げました。今まで正式に私のほうで取上げましたのはそういうふうなものでありまして、あとはお手許にございましてこの中に多少の点は触れたものがございまして、大体そういうふうな……

○岡田宗司君 公正取引委員会は、綿紡のほうはその後どういうふうになつてゐるとお考えでございませうか。それで望ましい状態にあると思ふのですか。

○政府委員(横田正俊君) 操短の点は、御承知のように最近まで暫らく勧告に基づく操短が行われておつたのでございまして、これは最近にその点はなくなりました。大体その後の詳しい調査は私は、或いは事務局のほうでやつてゐるかも知れませんが、はつきりしたことは心得ておりませんが、操短の点は相当問題が解消して来ているのではないかと今どう考へております。ただ最近価格が、糸の価格が非常に上つて参りましたのにつきましては、いろいろ原因があると思ひます。が、やはりこれは何か或いは独占禁止法などを問題にし得るような点があるのではないかと考へております。この点はまだはつきりした事実を把握してありません。

○岡田宗司君 これはまあ通産大臣にお伺ひしたいのですが、政府からの操短勧告ですね。これについて政府次官、企業局長、どつちでもいいですから、どういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(古池信三君) 今日大臣が休んでおりますので私から申し上げますが、只今公正取引委員長からお話がありましたこと、同じく政府の機関であります、尤も公正取引委員会は公

式の性格を持つた機関ではありませんけれども、併し政府といたしまして一方は独占を禁止しようという立場にある集團であり、又私のほうは一般の産業行政を行なつてゐる立場から、この公正取引委員会の意図しておられるところと反対するような措置を意圖的にとるといふことは、これは不当なことで申訳ないと思ふのであります。従いまして今後そういうふうなことは十分に考慮をし、又公正取引委員会ともよく実質的に連絡をとりまして、その間に齟齬を来すことのないように慎重にやりたいと思つております。

○岡田宗司君 これは政府としては政府のほうから操業短縮の勧告は原則的に行わないというふうな解していいですか。

○政府委員(古池信三君) 只今お尋ねのような趣旨に御了解下さつて結構だと思ひます。

○岡田宗司君 それで若し業者のほうから、ここに不況カルテルの場合ですね、まあ操業短縮をやらんければいかんというふうな考へて、衆議院における修正前は主務大臣のほうへ認可を求めることになつてゐるのだが、今度は公正委員会である、その際に總理大臣のほうにも逆に認可を受けなければならぬ、この際には前と同じような方法で認定しますか、それとも原則的に操業短縮を行わないという建前に立つてこの問題を処理されるのか、それを一つお伺ひしたい。

○政府委員(古池信三君) 今度の改正で不況カルテルというものがはつきり認められて、この法律の適用に除外される、その際には公正取引委員会において認可をされることになりましたので、甚だはつきりして来たと思ふのであります。その際に、公正取引委員会から私のほうに御協議を受けた場合には、我々として持つております資料等から十分に審査考慮をいたしましてお答えもするわけであります。その際には当然この法律の意圖している精神というものを尊重して御協力申し上げたい、こう考へております。

○岡田宗司君 今までは通産省とそれから公正取引委員会の間にカルテルの問題について事実上意見の食い違ひがあつた、そして片方においてはそれを認めて行こう、片方においては禁止して行こうというおの／＼の立場の相違ははつきりあつたわけですが、これは通産省のほうとしては今後、まあこの改正法律案は両方の妥協からできたものだから、大体何ですか、公正取引委員会のほうでこの程度のことではよろしかろうというのでやつて行く場合には、それと一致した方針でやつて行くつもりですか。今までのように公正取引委員会の立場と違つた立場をとつて行く行き方でおいでになりますか。

○政府委員(古池信三君) 過去のことに属しますけれども、正直に申して、確かに綿紡の場合などは公正委員会と私のほうとの事務上の連絡が緊密でなかつたというところは申上げることができると思ひます。今度はこういう法律の改正の趣旨もございまして、十分に法律の精神を酌みまして、公正委員会から御協議のあつた場合には、その意味において我々としても十分に御協力いたしたい、こういうつもりでおります。

○岡田宗司君 それから、どうも今まで公正委員会が存在しておつても、ま

あ司令部のある間は大部分業界のほうでもびく／＼しておたようですが、占領が解除されてからいよいよ行過ぎるは正しなればならぬというようになつて来るといふ。独禁法なんか真先に槍玉に挙げられるようになった。一方において通産省が今も綿紡の操短の問題で通産省側の意見、まあ公取委員と別な立場をとつておる。そこで業界がどうも公取委員の存在をなめておる。これはもう否定できない事実であります。公取委員会としては業界にあらわれておる。その原因といふものはどこにあつたとお考えになりますか。

○政府委員(横田正俊君) それはいろいろな点があつたと思うのですが、一つは我々の仕事に不慣れな面と、まあいろいろ／＼手不足な面とございましたが、これが原因の一つと思ひますが、御承知のように独占禁止法の正確な適用をいたしまする場合には、どうしても事実の把握を必要といたします。御承知のようにいい加減なことでもやりますと、高等裁判所で事実の証明がないということでも審決は取消されるというやうなことをもなすので、この事実的証拠の把握というやうなことに非常に力を入れておるのでござりますが、この点がやはり新しくできた役所でございまして、例えば検察庁とか裁判所といふものは非常に古い伝統がありまふ。又そういう点で鍛えられた人が揃つておる役所と違ひまして、その点が非常に弱体である点の一つ、それからもう一つは、やはり我々のこの法律を適用いたします態度が余りはつきりしなかつた面があるのではないかと思ひます。その点は先ほど申しましたやう

な事実の把握というやうな点が欠けておりますので、自然に打つ手が遅くなつて、或いは鈍るという面がございまして、それらの点が合はりまして、或いは公正取引委員会くみしやすうといふやうな感じを業界に与えてゐるのではないかと思ひますが、だん／＼この役所も満六年を聞かして、やや仕事の面も能率も多少上りつゝあるやうに思ふのですが、今後はこの法律の施行ということに信念を持ちまして、この法律の精神を生かすというふうな大いに努力いたしたいと考えております。

○岡田宗司君 とにかくまあ現在でもなめられておることは事実だと思ふのですが、何しろ業界のほうはベテランが揃つておるし、なか／＼以心伝心で証拠をつかめないうやうなことで事実上ちやんと価格協定をやつておるといふことが多いので、恐らくおつかみになることは困難であらう。そこがまあ問題なんです。それがカルテルの社会に及ぼす影響があります以上は、やはりこれに對して公取委員会としても相当なめられない態度で、厳たる態度を以て臨むのがいいのではないかとと思ひますが、私は罰則もどうも輕過ぎるのではないかとと思ひます。今までも何の問題にならなかつた。今度の改正だつて九十二条を見ますといふと、實際大したことはないので、それとなく何億圓といふやうな会社がずつと揃つてやつて、そうして僅かばかりの罰金を科したつて、こんなものは何といひますか、それこそ痛くも何ともないのか、これは中小企業者が罰金を食ふのと大分訳が違ふのです。こういうやうなことで以て処罰して効果があるといふやうにお考えになつてこの程度にされた

のかどうか。

○政府委員(横田正俊君) この罰則の点につきましては、衆議院の審議の際にも話が出まして、たしかこの前の国会の際にも罰則が非常に低過ぎるじやないかという御注意がございましたわい。でございまして、どうもそのときこの法律の持ちます重要さ並びにほかの法律との振合ひから考えまして、二十二年にできたそのままでございまして、罰則の非常に……殊に罰金等も額が少な過ぎることは認めるのでございしますが、この点はなお將來独占禁止法につきましてはもう少し我々といひましたし、この罰則の点や或いは手続の面等につきまして根本的に考へて見たいと思つておりますが、この点はいろいろ／＼のお話も、御趣旨を体ししてよく検討して行きたいと考えております。

○岡田宗司君 今までは何ですか。まあ審判が行われてどの程度の処罰を受けておるのですか。
○政府委員(横田正俊君) 先ず大体罰則は今までは見逃してあつたと申上げたいと思ひます。これはさすがに司令部も、新しい法律でございするに、まあ一つは隆慶時代というふうにも考へましたが、非常にやかましく言つておりました司令部自体にも罰則の適用をしるというのを申しで参つたのは殆んどございせん。たしか今までは三件だけ、そのうち二件は司令部から無理やりこれはどうしても罰則にかけろといふことで、まあ大した事件ではなかつたのでございしますが、二件はそういうやうなことで検事局のほうに告発をいたしました。あとの一件は公取みずから取上げたものでございま

す。そういうやうなわけで今まで罰則はまあ殆んど眠つておつたわけでございします。その点も今回大体独占禁止法の改正で私も考へまして要当な線に一応落ちついたといふやうに考へますが、罰則の点につきましてはすでに法律施行後六年にもなつておりますので、今後は今までの考へ方を多少變えて行きたいといふやうに考へております。

○岡田宗司君 今度八十九条第一項には、この三年以下の懲役といふやうな体刑を受けるほどのことは、こういうやうな問題では少いだろうと思ひますが、あとはまあほんの大きな企業にとつては問題にならない罰金なんです。ね。これじやないこのくらいのことなら、こういうことで、まあ、平氣で以てこれをやる、而もやる方法もこれはまあ苦しこれが犯罪だとするならば、智船犯のうちの智船犯に属する部類の連中がやることですから、これは到底、而も犯罪をするという意識を持たないで恐らくおやりになると思ふんだが、これはなか／＼この程度の罰則では私は押えることはできない。罰則の重い、軽い、いい悪いは別として、すね、こいらいにもなめられてゐる原因があるのじやないかと思ふのです。どうですか。

○政府委員(横田正俊君) その点恐らく私はまだそれほど、この罰則が輕いからといふ点は、まだ私としてははつきり申上げかねるのでございしますが、併し確かに理論的に考へまして余りに低過ぎ、ちよつと独占とかカルテル問題に僅かに五十万円以下の罰金といふものは、確かに問題の重要性から考へ

まして非常に権衡を失つてゐるということだけを、私申上げられると考へます。

○岡田宗司君 公正取引委員長が権衡を失つてゐると認められるものが、どうしてこの程度のものしかこゝへ現わされなかつたのですか。
○政府委員(横田正俊君) この点は先ほど申しましたやうに、將來法務省とよく相談いたしまして、適當な根本的な改正をこの次にいたしたいと考へまして、今回はいよいよ實體規定のほうの改正を主にいたしまして、こちらまで強く入れなかつた次第であります。

○岡田宗司君 それはどうも私の質問にお答えにならん。で、委員長はこれほどとも輕くて権衡を失つてゐるやうにもかわらず、こういうやうな罰則ができたのは、やはり通産省側のほうからこの程度にしろと、こういうお話があつたのですか。
○政府委員(横田正俊君) この罰則は実は殆んど我々も審議を……正直に申上げますと、本當に正確に取上げてこれを議論する段階まで参りません。大体第四章ぐらゐのところまでを一生懸命検討いたしまして、今までも罰則を適用いたさなかつた点もございまして、余り議論しないでこの改正案を出したわけでありまして。勿論通産省のほうからこの点については何らの申入はございせん。

じや一向齒牙にもかけないという程度のものでございまして、まあ通産省がこの程度にしろと言つたのか言われないのか、これは委員長のほうから何とお答えがなかつたのですが、どうも全体から考へて見ると、通産省側が公取委員会というものは無視をしろと、この私的独占禁止法というものは無視をしろという考え方が、やつぱり随所にどうも現れてゐるやうな感じがするんですがね。質問すればそういうことはございませんとお答えになるのだけれども、やはりちやんと現れてゐると思ふのですよ。私はこのことでは別に伺ひませんけれども、公取委員会が、とにかく私的独占の活動について相當に慎重な態度を以て臨む、而も権威ある態度を以て臨もうとするに、今までのように通産省側で水をさしたり、逆の行き方をする態度は非常にけしからんと思ひます。これは今後一つやめて頂きたいと思ひます。どうでしょうか、その点。

○政府委員(古池信三君) 通産省といふことは、申すまでもなく市場の安定を図り、又産業經濟が健全に発達するように寄与したいということを考へてやつてゐるわけにございまして、けれども、この法律に規定せられてある事項については、勿論我々としては尊重してゐるのであります、ましてその所管されてゐる公正取引委員会に對しましては、十分なる尊敬の念を持つてゐるのでございまして、只今お話のやうな公正取引委員会を無視するとか、そういうふうな考えは毛頭持つておりません。今後といへども、我々の行政の立場から希望する点、又我々の持つております資料から眺めました見解

というものは、十分に公正取引委員会にも被覆いたしまして、お互いに協議をして、この事例の円満、完全に運用されるやうに、協力すべきであると考えますけれども、決してこの法律の精神を歪めるとか、尊重しないというやうなことは、絶対にないと思つております。

○高橋壽君 只今公正取引委員会が非常になめられてゐるという原因について、いろいろ論議があつたのでありますが、私は別の観点からそういうふうな原因が、そういうやうな事実があつたとすればあつたのではないかと、この第一にこの私的独占禁止法というのをいろいろ讀んで見ますと、非常に広汎な複雑な規則であつて、恐らく何人もどういふ共同行為が違反でないかというのを確言することが非常に困難じやないか、従つてこの程度までは、恐らくは公取も目を限られるのじやないかというふうな漠然たる意識で以て、多くの經濟行為をなさざるを得ないというところに、一つの原因がありはしないか。それからいふ一つは、公取で以て十分に監視が得られないにもかかわらず、非常に多くの権限を持ち過ぎてゐる。一つの例を申し上げますならば、会社の合併の場合におけるその届出であります、会社の数はおよそ三十五万ぐらゐあります。そのうち五百万円以上の資本金の会社が約一万四、五千あるかと思ふのであります。それ以下の会社は、一つの例を申し上げます、戦争中の經理統制令で、二十万円以上のみを經理統制令の範圍に改正したのであります、それが今日の物価に

直しますと約六万円程度になる。従つて殆んど大部分の会社が、經理統制令の時代におきましては、その統制の範圍外になつてゐる、而も独占というやうな大きな經濟機構から申しますと、これらは私無視して然るべき対象であらうと思ふのであります、それらのものが一々全部届出を出す義務があつて、而も法律的に言へば監視の対象にならざるを得ない場合、而も役人は非常にまじめでありますから、そういうものを一々受理すべきか否かというのを審査せざるを得ない。従つて人数が多少多くても少くても、そういうことに煩わされるということによつて、重点的に仕事ができないという面があらうかと思ふのであります。

○政府委員(橋田正俊君) 只今誠に御尤もな御質問がございまして、第一点の私的独占禁止法の何を違法としておるかという点が極めてあいまいであつて、これは守りにくいという点であります、この法律が行われぬ原因の一つではないかというお話でございまして、この点はこの法律は、大体英米法系の法令と申すことができますと思ひます。従ひましてこういう法律につきましてはいわゆる慣例というやうなものがたくさん重なつて参ります、おのずからそこに一つの具體的な規範としての価値を持つて来るわけにございまして、あいにくのことには日本には非常に新しい法制でございましてと同時に、六年間経過いたしましたが司令部のおりまします間は、公正取引委員会が取上げた事件に對しての事業者のほうで多少無理と思ひましてもそのまゝ認めてしまつて、いわゆる正式な審判においてこれが違法であるかどうかという点について腰を据えて議論をし合つ

が、こういうふうな法律のために止むを得ずそういうふうな命令を出さざるを得ないやうなことに追い込まれたというやうな例も私はあつて、非常に面白くないという感じを持つておつたのです。それらの点にむしる原因があるの、罰則その他の点も或いはあるかも知れませぬけれども、根本はもう少ししつかりとしほつて本當に必要なものは何か、私的独占禁止法のために検討して行く、そしてそれに活動の重点を置くことが必要じやないかというふうな私考しておるのであります。その点について公取の委員長の御意見を伺ひます。

○政府委員(橋田正俊君) 只今誠に御尤もな御質問がございまして、第一点の私的独占禁止法の何を違法としておるかという点が極めてあいまいであつて、これは守りにくいという点であります、この法律が行われぬ原因の一つではないかというお話でございまして、この点はこの法律は、大体英米法系の法令と申すことができますと思ひます。従ひましてこういう法律につきましてはいわゆる慣例というやうなものがたくさん重なつて参ります、おのずからそこに一つの具體的な規範としての価値を持つて来るわけにございまして、あいにくのことには日本には非常に新しい法制でございましてと同時に、六年間経過いたしましたが司令部のおりまします間は、公正取引委員会が取上げた事件に對しての事業者のほうで多少無理と思ひましてもそのまゝ認めてしまつて、いわゆる正式な審判においてこれが違法であるかどうかという点について腰を据えて議論をし合つ

たことが殆んどなかつたのであります。御承知のやうに違法を認めますと、同意審決というところで証拠調べも余りしませんが審決を下す、判決を下すというやうなことが殆んど大部分でございまして、裁判所まで問題を持ち込んで法律論を闘ひ、或いは事實の認定をするというところがございませぬために、この各条につきましてその具體的な解釈というものが非常にあいまいになつて、その状態で来ておるわけにございまして、幸いに独立回復後はその点につきましては、むしろ事業者のほうの遅ましい反撥と申しますか、を期待いたしまして、我々といひまして、審判において大いに議論をして、この法律の具體的な問題を明らかにしたい、こういうふうな考へておるものであります。まだあいにく、独立後約一カ年そこそこでございまして、そういう点に非常な欠けたところがありますのは、非常に残念であります。大体そういう趣旨のことではございまして、その点はどうもこの法律について、持つて生れた一つの運命というふうな考へておるのでございまして。

なお次に公取の権限が大き過ぎて、つまらぬもので一々取上げるやうな仕組になつてゐることはどうかという点については、相當御尤もな点がございまして、例えば合併等につきましては、今回の改正案を考へます際に、非常に小さなものについてはこれを放任するという議論も相當いたしたのでございまして。ただ届出をとつて全体の動きを見ようというやうな点、並びにそういう小さいものにつきましては、届出の手續を極めて簡単にすることによつて、余り人々に迷惑をかけ

ず、又独占禁止法の上から言つても、それくらいのもは出してやつてもいいのではないかとしようなことで、この点は前に、昨年の独占禁止法の改正では組織の面の改正でございまして、その際にもこの点はたしか議論になりました、合併等の手続も、大きな会社と小さな会社のある場合に差を設けてまして、非常に小さなものにつきましては、簡素にしておるのでございまして、なお今回の改正につきましまして、いずれ施行までの間にそういう細則を作らなければなりませんので、今お話の御趣旨をよく考えまして、そういう手続規定において適当な改正をしたいと考えております。

○岡田宗司君 今公定価格のあるのは何種類くらいあるのですか。

○政府委員(古池信三君) 私も詳細なことは存じませんが、ちよつと気の付きましたのは、米がなつております。それから金の場合は、一般は自由になりましたけれども、買上げの……。それから一般公益事業における供給規程等に掲げられて、それから酒、これが一応考えられるものじやないかと思ひます。

○岡田宗司君 そこでまあ酒について一つお伺いしたいのですが、あれもとにかくこしらえてるのは皆私的企業ですが、あれはもうそろ／＼公定価格を廃止して自由競争にして、値段の差があつてもいいのじやないかと思ひます。値段をきつと抑えてゐる。そして、そのためにビール会社などは随分儲かつてゐる。あれは株にちやんと出ている。酒の会社でも今株は高い。一体あれは独占禁止法の精神に反していないのですかね。これは公取委

員長に一つお伺いしたい。

○政府委員(橋田正俊君) 只今これは非常に値が高く吊り上げられてゐるという事になれば、それは公定でございまして、余り好ましい状態ではないかと考えますが、果して現在のものが非常に高いかどうかは、ちよつと私具體的にお答えできません。ただたしかああいふものは、一番上の値段がきめてあるのをごいまして、従つて理窟を申上げれば、下で以て競争はできるわけでございますが、併し事実上やばり最高値のところには或いはきまりますと、自然最高値の値段で流る。これは別にお互いの間に協定があるということでもない、自然にそういうふうになるのではないと思ひます。普通その最高値の高過ぎるかどうかという点につきましては、私どもとしてはつきり申上げる資料を持っております。

○岡田宗司君 まあ何でもね。公正取引委員会はほかのことも随分取引のことについてなされておるんですが、まあ酒なんかについても、これは今言われたように、明らかに最高値で事実上縛られておるといふわけで、例えばどこか蔵草か何かでビールを百円で売つたところが直ちにこれが問題になり、い／＼な問題が出て来ておるんです。現実安く売ろうとするとこれは小売業者のほうからの何でもありませんけれども、又片方のほうでも、ビール会社のほうでもそれに押せないというふうなことになるやうなことがあるわけですが、やはり或る程度その価格カルテルが事実上行われておるんじやないか。でこの公定価格と価格カルテルとの問題というものをもう少しメスを入れて考えて見なきやなら

んと思うが何も酒の公定価格をきめたのは大蔵省のほうで税金の面から或いはそうしておつたほうが便宜があるんじやないかというのや、或いはああいふやり方を未だに続けておるのかと思ひますが、まあ高橋君なんかそれをきつと考えられたほうなんだらうが、それはともかくとして、もうそろ／＼こういうものについて公取委員会として何らか大蔵省のほうにかけ合つてい段階じやないのですか。

○政府委員(橋田正俊君) 何か最近の税法の改正でございまして何かで大分公正取引委員会と大蔵省の何か折衝があつたやうでございしますが、そういう噂は私ちよつと具體的に存じません。若し詳しいことであつたならば説明員がおりますから……。

○岡田宗司君 説明だけをして、私の言うのを……。○説明員(丸山泰男君) ちよつと御説明申上げます。酒の問題につきましましては、今お示しのやうに、最高価格統制でありまして、価格が崩れるという現象が最近非常に起つております。これが出荷規制の問題とか或いは租税の、酒税の納滞という問題というものが相当ある。これは最近酒税の滞納額も相当あるというのを言われておりました、これが相当憂慮されておる、それを今取締る規定としては従来は酒税法の五十一條というのがあります。そして、これが価格とか出荷量等について或る指示ができる、そういう規定があつたわけなんです。その内容も甚だ明確な指示権というものの内容も甚だ明確な指示権というものを明瞭に示すために非常にとつて指示する

でも指示できるという形になつておる。こういう点から法制局のほうでも問題がありまして、公取等もその点何とか法律的にその間を明確にしなければいけないということでも今度この国会に提案されて、たしかもう可決されたかと思ひますが、(この前だ)と呼ぶ者あり)この前ですか……、五十一條を削除いたしまして、それで酒類業の安定に関する法律といひますか、何かそういう名前前の法律を作りますか、最低限のぎり／＼止むを得ない場合に価格協定を認める、そういう途を開きました。

ただその場合にやはり自由競争の面も尊重しなければならぬので、その点に關しましては公取の同意という事になつておりました。大蔵省と公取の間で十分にその点を検討して、本間に止むを得ない場合だけ酒税の確保という事に非常に重大な危殆を及ぼすというやうな場合に限つて価格協定を認める、そういうやうな解決がこの前の国会でつてしております。

○岡田宗司君 それで何でもか。実際に公取としては止むを得ない場合としてその価格協定を認めておるんですか。

○説明員(丸山泰男君) 只今までのところ、これはやはり酒類業組合というのを作りまして、組合の遵守すべき事項というやうな形でやることになつておりますが、まだ法律が通りましてから日も浅く、それ／＼業界において組合の結成準備中でございまして、実際にはまだ同意を求められて来た案件は出ておりません。

○岡田宗司君 同意を求められない前にすでに価格のその協定が行われてゐるんじやないのですか。現実には価格の協定は行われてゐるんですが、これはどういふふう……。○高橋衛君 関連して……酒類についてはまだ公定価格を存置しておると思ひますが、従つて最高価格の下においてどの価格に協定すべきかという問題が存在するわけなんです。その最高価格の下で協定することについては公取に相談しなければならぬ。つまり公定価格自体は最高価格であつて、而もその最高価格の計算の方式は従来通りバルク・ライン、生産の七割五分、これくらいの線をとつてそこにおけるところの生産費の調査をし、そうしてそれで以てやつておる。従つて業界としてはできるならば最高価格というのが我々の企業を維持し得るところの線だということ、それを維持したいという希望を持つてゐると思ひますが、まだそういうふうな点についての十分のお知らせがないと思ひますが、その辺如何ですか。

○説明員(丸山泰男君) 只今お話のありましたやうに、最高価格は残つておるわけでありまして、一部にリベートなんか出てビールなんかでもい／＼困つた問題があるやうでございすけれども、今のところやはりそれが根本的に解決されておらないやうなわけでございます。さつきお話ししたやうなあいつたケースも実際に出つております。従つてビールの業界におきましては当然まあ認可されるやうな価格協定というやうなところへ持つて行かなければ多数の効果を發揮しない。現在のところでは寄り／＼研究中であります。ただまあ余り不当なりべートをや

つて、それが酒税の滞納に響くという
ことのないようにというような程度の
話合いはあるようでありますが、これ
は現実の価格協定というほどのもの
ではない。又そういうことも法律上認可
を受けられない限り最高価格以下で価格協
定はできないのであります。

○岡田宗司君 さつきからのお話を聞
いて、どうも受取れない。と
にかく公定価格は最高価格というこ
とになっておる。そうするとその最高
価格の場合で以てみんなど歩調を揃えてや
るときにはこれは文句を食わない。下
できめるときには今度は文句を食う。

実際に馬鹿げた話だと思ふのですが、こ
の点は最高価格というものを今あ
うふうな、現在ではまあ前の統制時代
と大分状況が違つて来ておるから最高
価格というものを公定価格として置く
こと自体が又一つ問題だらうと思ふの
だが、今言つたように価格協定がいけ
ないなら最高価格でみんなど足並みを揃
えて、そうしてそこで以て相当な額の
利益をみんな奪取しておるということ自
体も、これは何らかの公取委員会とし
て、或いは政府全体として考えなきや
ならん問題じゃないですか、これは
一つ公取委員会のほうからお伺いした
い。

○説明員(丸山泰男君) 私の説明が
よつと不十分であつたかも知れませ
んが、最高価格を維持する協定は、こ
れは当然独占禁止法上問題になるわけ
であります。最高価格というものは、そ
れ以上売つちやいけないという国家の
統制なんでありまして、最高価格以下
で売つてをやめましようという協定
は独占禁止法上当然問題になると思いま
す。その点は理論的には最高価格以上

で売つてをやめましようということ
は、これは違反にならないと思ひます
が、以下で売つてをやめましようとい
うことは当然違反になるのでありまして、
勿論最高価格以下の値段の協定も同じ
く論ぜられると思ふ。

○岡田宗司君 そうじやないんです
よ。最高価格というものが示されてお
つて、以上で売つてましようなんとい
うことを言わず、以下で売つてましよう
なんといふことを言わず、黙つてみんな
で最高価格で売つておる場合ですね。
当然競争によつて下になければならん
ものをそのままの価格で売つて、それ
で以て莫大な利潤を得ておる。この最
高価格自体が余りに改訂されない場合
に、そういう現象が起つておると思ふ
のです。ビールなんかもそうであらう
と思ふし、ウイスキーなんかの場合も
高級品についてはそういうものは見ら
れるのではないかと。これなんか公定
価格ではないけれども、一級品のやつなん
か、みんなが同じ値段で売つておるじや
ないか、トミーだつてみんなやつておる
じやないか。

○高橋衛君 各種類違ふだらう。
○岡田宗司君 いや、同じだよ。サン
トリーだつてトミーだつて同じだよ。
これ、どういふふうにお考えですか。

○説明員(丸山泰男君) 最高価格統制
というものは、要するに低価格政策か
ら出て来たものだと思ひます。了解して
おるわけでありまして、従つて最高価格
以下になりやうな状態のときに、それを
維持するために、最高価格統制がある
というところは、理論的にはおかしいわ
けであります。従つてそういう段階に
なつた場合には、いわゆる最低価格統
制というものを別にやるのなら別であ

りますが、そうでない限り当然何らかの
形で解決さるべき問題であらうと存じ
ます。従つてそういう価格がなお依然と
してある場合に、それが価格競争を或
る程度心理的にチェックするといふこ
とは効果としてあり得ると思ふのであ
ります。が、実際問題としては、やはり
需要と供給との関係がありまして、最
高価格が非常に普通の競争価格よりも
高い場合には、なか／＼最高価格が守
られない、相当そこを濫売という現象
が起つて来ておるやうに思ひます。

○岡田宗司君 どうも僕が言つてい
ることがはつきりわかつておらんやうな
んだが、例えば特級の酒について見る
と、最高価格はちやんとある。ところが
がみんなそこで以てずらつと一律に同
じ値段で売られておる。或いは価格協定
のための契約はやつていないかも知ら
ん。併しながら事実上暗黙にそこで以て
売つて、そういう事実上上下の勢力も
あり、それから大きな会社だからそれ
ができるのです。事実上暗黙のうちに
に価格カルテルを形成しておる。政府
の定めた最高価格の点で、暗黙のうち
に価格カルテルというものを形成し
て、いるのが現状じゃないか、これは
どうするのとお伺いしておる。

○説明員(丸山泰男君) ウイスキー
と、それからトミー・ウイスキーと同
じ値段で売つておる。これはそれじや
ないか。或いは特級酒が全部どの酒屋
へ行つても同じだといふ場合に、そう
いふことになつておるじやないかとい
うことを聞いておるのです。

○政府委員(横田正俊君) その点は
いわゆる協定、現行法で申します第四
条の共同して価格を維持するといふ事
実が認められれば、只今説明員から

申上げましたように、明らかに独占禁
止法違反でございまして、いずれも共
同行業があるためには必ずしも正式の
契約があつたり、或いはちやんとした
話合ひがある必要はなくて、お互いに
意思を連絡を合ひまして、お互いが
拘束し合つておる状態がございませう
ば、やはり共同行為の成立といふふう
に、これはかつてそういう審決例も出
したのでございまして、従ひまして若
しそういうウイスキーのメーカーが意
思を通じまして、お互いにそれ以下で
は売らないといふことの共同戦線を張
つておるといふことがはつきりいたし
ますれば、これはやはり独占禁止法の
問題になると思ひます。

○岡田宗司君 自由競争が行われてい
る場合でも、或るときには或る企業同
士の付けた同一の価格で市場に現われ
る場合もある。併しそれが或る程度持
続してそういうことが行われておるこ
とが、意思を通じているか通じてない
かといふことの明確な証拠となるもの
ではなくても、それが持続的に同じ正
札でずつと売られておる。一年なり半
年なり売られておるといふこと自体は
価格協定と認定できませうかどうか。

○政府委員(横田正俊君) それだけで
直ちにといふことには少し問題がある
と思ひますが、併しやはりそういう長
い期間、そういう状態が続いておると
いふことは、或る意味の推定のかなり
の材料にはなると思ひます。これはよ
く新聞の、最近新聞がだん／＼競争
が激しくなりまして、値段などいろいろ
いまち／＼になつて来たやうでござ
います。一時非常に同じ値段でずつ
とやつておるといふやうな場合に、果
してあれが新聞社の間に一種のカルテ

ルがあるかどうかという点は私も随
分研究いたしました。併し新聞社の
人に言わせると、お互いに敵陣を窺つ
て、向うが上げるといふときには大体
わかるので、幾ら上げるといふことは
わかるので、それに従つて、話合ひと
か意思の連絡はないという、はつきり
申しますればなか／＼その点は実際問
題として非常に認定のむずかしい
問題ではございませう。

○岡田宗司君 そうすると酒の問題な
んかもそういうことで相手の何を探つ
てあつたやうにびたつと一致してい
るかどうか、これはどうも非常に疑問
な点があると思ふのですが、これはや
はり若しカルテルを全面的に価格カル
テルについて、全面的に調査されて、
そして取締られるというならば、この
問題なんか公取として十分は考へて
行かなければならん。

それから次に伺ひたいのは、二
十四条の三の終いのほうです。今
度の衆議院の改正によりまして、衆議
院の修正によりまして、「公正取引委
員会は、第二項又は第三項の認可を
し、又はその申請を却下しようとする
ときは、あらかじめ、当該事業に係る
主務大臣に協議しなければならん。
第二項又は第三項に掲げる認可につ
いて、第六十六条第一項の規定による
処分をしようとするときも、同様とす
る。」主務大臣に協議しなければなら
ないといふことですが、主務大臣のほ
うと意見が違つた場合はどうするの
です。

○政府委員(横田正俊君) この点は
一応協議をいたしまして、意見が違
うといふことがあり得るわけではござ
います。その場合は公正取引委員会が自

分の独自の見解に従つて認可をし、或いは認可の申請の却下をできるというふうに解しております。

○岡田泉司君 表向きはそういうことですが、事実上、通産大臣が産業行政についての責任を持つておるといふような立場、そして又事実上政府内部においても相当強大な力を持つておるといふようなことから、又或いは通産省に對する業界側からの働きかけが相当強いということから、主務大臣のほうでも相当にこれについて強硬に突張つて来るという場合も予想されるところです。果してそういう場合に公正取引委員会は妥協しないでやつて行けるかどうか、その公正取引委員会の独自の判断を貫き通せるか否かというところは、私も疑問とするところですが、前の政府で出しました修正案の場合よりもこの点については公正取引委員会の権限というものがそれだけ再修正によつて強くなつておるわけです。実施の面においてはなか／＼そういうふうに行かないのじやないかという疑問があるのですが、それはどうでしょう。

○政府委員(横田正俊君) その点はこういう修正になります以上は認可の事務は公正取引委員会の責任を以つてしなければならぬこととございまして、この点は独占禁止法の規定によりまして公正取引委員会には裁判官の地位の保障に等しい事項の規定もございまして、この間係からいたしまして、我々もいたしましてはその法律の精神に従ひまして、通産省の意見は勿論十分に参考にはいたしますけれども、最後の決定は独自の立場に立ちまして法律と良心に従つて立派にやるつもりでおります。

ます。

○岡田泉司君 それから同じく第二十条の三のうちに「公正取引委員会」は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について、第六十六条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、当該処分を理由を附してその旨を公表しなければならない。」「こうなつておりますが、この「遅滞なく」ということですが、一体その認可の申請を認可する間をとるといふようなことになりまうというところ、発表だけが遅滞なくたつてこれはしょうがないです。私もこれは認可の申請をしておる途中に、つまりあなたの方のほうへ申請をしておる途中にその業界のほうでカルテル行為をやつていなければその問題じやないと思ふのですが、これが非常に長引いておる場合にこの間において事実上カルテル行為がど／＼なされておる、そして相当被害が認められるということもあり得ると思ふのです。勿論それは罰せられることにはなるでしょうけれども、併し未定のままで置いておく間に業者のほうでそういうことをどんどんやつておるといふことになつて参りますれば、これは問題があると思ひます。この認可若しくは却下するまでの間の期間は大体最高限どのくらいかかるものと思ひますか。

○政府委員(横田正俊君) これはどのくらいかかるかということをはつきり申上げることは困難と思ひますが、確かにおつしやつたような問題がございまして、認可申請に對する処理が非常に遅れたりしてはいますことは私もとしまして十分注意をいたしたいと考へております。ただこれは不況カルテルの場合でございまして、併しやはり綿紡の場合で見ましても、不況カルテルに當るかどうかは別といたしまして、やはりそこまで行きまう間に相當い／＼ないきさつがあるわけございまして、いきなり申請を出されてさあすぐにと言われても突はむずかしい場合もあると思ひますが、こゝろ辺はむしろ少し早目に、正式の認可を申請をするような前に恐らくい／＼業界から話がございまして、い／＼申請があつて認可するといふ場合には割合に早く行くのではないかと。これは勿論業界のほうで誠意を以てそういう事柄でございまして、そうなりますれば割合にこの認可がスムーズに早く行くのではないかとこのように考へております。

○委員長(早川一君) ちよつと御質問ですが、農林、通産委員会から政務次官に呼出しがあるようですから、じやどうぞ。

○岡田泉司君 それから今まで公正取引委員会で調査要求があつて、その調査をして、それから審判をして、判決といひますかそれの下すまでには、短いかつておられますか。

○政府委員(横田正俊君) 短いのは、先ほどちよつと申しましたが、もう違反が極めて明白でございまして、弁解の余地がないというふうなものにつきましては、御承知の勧告という手続がございまして、それを応諾いたしますとすぐに審決ということでは非常に早いのでございまして、それから正式の審判開始といふことで審判をやるつもりでおります。またものがすぐに違反を認めてしまつていゝゆる同意審決といふことになりまうれば、これは非常に早く片がつくわけでございます。これはまあ一月もたないうちに審決するといふような短いものもございまして、長いのはかなり長いものもございまして、一つこれは極めて、特異なものでございするけれども、極東運賃同盟に關する外国の船会社相手の事件でございするが、これはたしか昭和二十五年頃取上げたかと思ひますが、それがまだ実は審決になつておりませんので、そういう著しい例もございまして、併しこれは中間におきまして外国の同盟のほうと話し合ひましてその当時実行しておりました契約をかなり改めまして、中間的

でございまして、それを承諾いたしますとすぐに審決ということでは非常に早いのでございまして、それから正式の審判開始といふことで審判をやるつもりでおります。またものがすぐに違反を認めてしまつていゝゆる同意審決といふことになりまうれば、これは非常に早く片がつくわけでございます。これはまあ一月もたないうちに審決するといふような短いものもございまして、長いのはかなり長いものもございまして、一つこれは極めて、特異なものでございするけれども、極東運賃同盟に關する外国の船会社相手の事件でございするが、これはたしか昭和二十五年頃取上げたかと思ひますが、それがまだ実は審決になつておりませんので、そういう著しい例もございまして、併しこれは中間におきまして外国の同盟のほうと話し合ひましてその当時実行しておりました契約をかなり改めまして、中間的

係でございまして、若し弊害があれば更に続けて公正取引委員会で適當な処置をするといふ権限は留保して、その意味におきまして審判を一時停止しておる事件がございまして、これなどは非常に長うございするけれども、そういう特殊の事情があるわけでございます。あと裁判所に行きまして非常に長引いておるものもございするけれども、委員会でやつておりますもので、もう長いものは、証人を非常にたくさん調べました事件で長いものもございします。割合に早く審理を進めております。

○岡田泉司君 現在のそういうふうなやり方が今後の認可なり或いは却下なりのスピードに相當影響を持つてのじやないですか、關係があるのじやないですか。

○政府委員(横田正俊君) 今度の審判で認可申請を却下いたしましたり、或いは変更取消いたします場合にございまして、これは物事の性質上相當迅速を要しますので、この点今後の問題として我々として十分には考へなげやならんと思つております。但し場合にございまして長引くような場合に對しましては、御承知のようにな一種の仮処分といひまして裁判所に申出ましてその行為の差止めをしてもらうといふような途も今の修正案の中に盛り込まれておるのでございまして。

○岡田泉司君 最後に外国の企業のカルテル行為ですね、これは日本の国内に關係がある、或いは又その國際的なカルテルに日本の企業も參加した場合ですね、これについて公正委員会としてはどう御見解を持つておりますか。

○政府委員(横田正俊君) 日本の企業が參加いたしました場合は、御承知の第六條が大体そういう國際カルテルに日本の企業が參加いたしました場合の規定で、これは独占禁止法上はつきりした規定があるわけでありまして、外国企業が、これは日本に來て仕事をしております、それでい／＼違反をいたしますれば、これは問題はないのであります。外国におつて、而もその影響が日本に及ぶような独占禁止法のい／＼な違反に揭げてございしますような違反をやりました場合に、これを攻撃できるかという点は、い／＼解釈上問題がございしますが、私どもの考へでは、日本に影響がある行為につい

ては外国の会社に対しても手続をとり得るといふに一応考えておりますが、ただ実際問題といたしまして、外国にあるその会社に対して審判を開始すると申しても、これはやはり日本外の問題でございますので、その点で實際上の支障、まあ実際上且つ法律上の支障ということになると思ひますが、手続の面におきまして一つの制約がございます。ただ先般のスイスのズルツァーと三菱との間の契約につきましてはいろいろ問題がございましたが、ズルツァーのほうでむしろ我々のほうの管轄権を認めて、こちらの審判等へ出て来て、大いに自主的に争つて下さいまして、余り問題になりませんでした、今後そういう問題が相当あるのじやないかと考えております。

○岡田宗司君 これは非常にむずかしい問題ですが、若しそういうような国際カルテルが外でできたことを国内に持込んで来て、而もそれだけが大手をふつて罷り通ることになつて参りますと、日本経済に対する影響が非常に大きい。これはなか／＼むずかしい問題で、公正取引委員会だけでできるものじやない、産業政策全体に関係があるし、又外交的な問題にもなるだろう、こういう問題について外務省方面の見解というか、或いは通産省方面の見解はどうでございますか。

○政府委員(横田正俊君) 私直接に聞いたのでございせんが、事務局のほうの話では、外務省の見解としてはこちらに出張所なり、支店のある外国会社については、独占禁止法の適用があるというふうな解釈だそうでございます。通産省のほうは私はまだはつきり聞いておりません。

○委員長(早川慎一君) ほかに御質問はございせんか。ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(早川慎一君) 速記を始めて下さい。

○永井純一郎君 それでは先ず公取の委員長にお伺ひいたしますが、政府が今般肥料需給安定法、それからこれと同時に、確安工業の合理化に関する法律を出しておられるのです。その中に事業者に対する強制調査権の規定がある。これは通産大臣と農林大臣になつております。ところで今度の独禁法の改正では修正案によつて認可権を公取一本に直して、そのことによつて強制調査権等も二分されておつたやうなものが、通産省の強制調査権を削つて、従つて公取一本にしてあります。その点はよかつたのだが、一方の肥料、最も独占価格を維持して強力な支配をやつておる。確安工業等の肥料について別の法律で又再びそういうたうな権限を主務大臣に与へたということは独禁法で折角削つたものを他の法律で与へて来て、又そこに矛盾ができて来ておると思ふのです。これは私は非常に重要な問題だと思ふのですが、公取にこれをあらかじめ連絡せずというたうな立法を片一方でやつておるということにすると、折角公取一本に調査権と、それから認可権がまとまつて筋が通つておつたものが又ここに乱れてしまふのであります。このままに両方法律が通つて行くと農民にとつて最も重大な関心を持つておる確安等に対する肥料関係においては不都合が私は起つて来ると思ふ。これはどういふふうに通産されるか、この点を先ず公取委員長

からお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の確安に関する二法案につきましては、政府のこの原案を作りますまでには、折衝があつたやうでございます。国会提出の割合近くになりまして公正取引委員会にもこの案が提出されました。その説明も聞かしまして、大体こちらの意見も私からいろいろ言ひまして、その案に若干の手を入れて国会にお出ししたやうないきさつでございます。根柢問題として今お示しのようにたしか確安の最高価格をきめたりいたします必要上、主務大臣が一種の調査権を持ちましていろいろな材料を把握するという規定も入つておるわけでございますが、この今回の我々の修正案におきまして、カルテルの認可権を公正取引委員会が持ちまして、修正案でそういうことになるわけでございますが、それと今回の確安に関する法律との関係が多少違ふのじやないかという御質疑でございますが、この点は独占禁止法のカルテルは御承知の通り不況カルテルと合理化カルテルでございます。今度の確安の法案は御承知のように確安という極めて特殊の商品につきまして農民並びに製造業者との利害の対立というやうな面からいたしましてここに一種の価格の統制を政府がやるという趣旨で価格の統制ということになりまして、それはやはり行政主務大臣の問題になるわけでございます。その観点から調査権も主務大臣に与へてあるわけでございます。その点は独占禁止法の一般のいわゆる原則と、この特殊の問題とは違つた面がございまして、一見矛盾したやうに見えますけれども、私どもはこれでいいのではないかというふうに考えまして、あの案につきましては別にその点については異存はなかつたのであります。

○永井純一郎君 そうすると打合せがあつたのですか。

○政府委員(横田正俊君) ございまして。

○永井純一郎君 それでは確安のほうのやはり肥料工業を合理化して値を引下げてやるための調査権なんですね。そうするとその狙いは独禁法のこの提出されて来ておる狙いと同一なんですよ。同じことを言つてゐるので、ただその点からは従来公取一本に調査権をしなければいけないのだという主張から言ふならばこれは同じだと思ふ。同じことを独禁法の改正と確安工業の合理化の法案でしたかで纏つておるのであつて、實質的に違ふところは、あれを主務大臣に任せるならば、これはどうしても率直に申上げて大きな資本家の肩を持つた原価計算等が行われると私は思ふ。つまり通産大臣が持つてゐるのです。それがいけなからこの独禁法の改正においては認可権を一本にして、そうして調査権も従つて一本にしたと私は思ふのです。この点は同じだと思ふのですがね。例えば二つの調査した答えが違つた、そうして通産省がやつた確安工業における合理化のための原価計算というものはかなり高く、結局九百円でも売つていいということになつたが、あなたの方でやつた原価計算では七百元で売つて十分であるというやうな答えが出たというときには、どういふふうにして調整するのですか。

○政府委員(横田正俊君) 公正取引委

員会のいわゆるカルテルの認可につきましては、或るほど或いは確安の点は合理化というやうな点で説明が一応されておるのかも知れませんが、独占禁止法のいわゆる合理化は御承知のやうに非常に範囲が狭つてございまして、価格協定などは大体除外してございまして、而もこれは業者の共同行為を認可して行く、こういう点が主眼でありまして、これに反しまして、確安のほうはいわば行政庁が乗り出して行つて、一種の統制を加へるという色彩が非常に強くなつておるやうに思ひます。で、問題は統制になりますと、独占禁止法或いは公正取引委員会の権限とは別になりますので、この統制の過程において或いは或る種の業者の利益を余りに強く出すというやうな点がございまして、それは勿論非常にいけないことと思ひますが、これは統制一般の問題でございまして、その点は確安の問題だけではないやうに思われまして、その点は私もその考えをいたしました。問題は統制にまで進んだ場合には独占禁止法は後退をす。それがいいかどうかという点は又別でございまして、統制へ持つて行くということになれば独占禁止法の問題は離れる、こういうふうには私は考えております。

○永井純一郎君 よく聞きとれないところもあつたんですが、そこで一歩話を進めると確安ならまだいい。確安についてはああいうふうに出資会社みたいなものを作つて、損失なんかをそこでブールするやうな、私詳しくまだ聞いていないからわからないのですが、ね、ことをし、資金の融通をしますとかいう／＼なことの合理化をやるのです

もはこれでいいのではないかというふうに考えまして、あの案につきましては別にその点については異存はなかつたのであります。

○永井純一郎君 そうすると打合せがあつたのですか。

○政府委員(横田正俊君) ございまして。

○永井純一郎君 それでは確安のほうのやはり肥料工業を合理化して値を引下げてやるための調査権なんですね。そうするとその狙いは独禁法のこの提出されて来ておる狙いと同一なんですよ。同じことを言つてゐるので、ただその点からは従来公取一本に調査権をしなければいけないのだという主張から言ふならばこれは同じだと思ふ。同じことを独禁法の改正と確安工業の合理化の法案でしたかで纏つておるのであつて、實質的に違ふところは、あれを主務大臣に任せるならば、これはどうしても率直に申上げて大きな資本家の肩を持つた原価計算等が行われると私は思ふ。つまり通産大臣が持つてゐるのです。それがいけなからこの独禁法の改正においては認可権を一本にして、そうして調査権も従つて一本にしたと私は思ふのです。この点は同じだと思ふのですがね。例えば二つの調査した答えが違つた、そうして通産省がやつた確安工業における合理化のための原価計算というものはかなり高く、結局九百円でも売つていいということになつたが、あなたの方でやつた原価計算では七百元で売つて十分であるというやうな答えが出たというときには、どういふふうにして調整するのですか。

○政府委員(横田正俊君) 公正取引委

員会のいわゆるカルテルの認可につきましては、或るほど或いは確安の点は合理化というやうな点で説明が一応されておるのかも知れませんが、独占禁止法のいわゆる合理化は御承知のやうに非常に範囲が狭つてございまして、価格協定などは大体除外してございまして、而もこれは業者の共同行為を認可して行く、こういう点が主眼でありまして、これに反しまして、確安のほうはいわば行政庁が乗り出して行つて、一種の統制を加へるという色彩が非常に強くなつておるやうに思ひます。で、問題は統制になりますと、独占禁止法或いは公正取引委員会の権限とは別になりますので、この統制の過程において或いは或る種の業者の利益を余りに強く出すというやうな点がございまして、それは勿論非常にいけないことと思ひますが、これは統制一般の問題でございまして、その点は確安の問題だけではないやうに思われまして、その点は私もその考えをいたしました。問題は統制にまで進んだ場合には独占禁止法は後退をす。それがいいかどうかという点は又別でございまして、統制へ持つて行くということになれば独占禁止法の問題は離れる、こういうふうには私は考えております。

ね。そうしてそのための原価計算とい

うものは主務大臣がやつて、そういう
ことで需給安定のほうと並んで値段が
きめられて行くんです。そういうやり
方を他の産業についても二つ三つと基
礎産業にやつて御覧なさい。そうすれ
ば独禁法はなきに等しくなつてしま
いますよそれは……。だから確安だけ
について言えば、今委員長のお話のよ
うなことが一応言えるけれども、確安の
次に造船をやる、或いは同じようなシ
ステムをその他の基礎産業に、最も
共同行為の行われやすいのは基礎産業
です、その基礎産業について順次そう
いうものを行われて行つたならば、私
はそれは全く意味がなくなるのじやな
いかと思うのですがね。ですから今確
安について、政府が独禁法のこういう
改正案を出しておきながら、片一方で

こういうものを出して来ておるという
今この一番初めの段階は私は非常に重
要だと思つて、ですからそれはど
こまでも独禁法に基いて公取がやると
ころの強制調査権というものがやはり
優位であるというか、或いは主務大臣
にそういうものを持たせないと、次
次の産業についてそういうものが行わ
れた場合には意味をなさなくなるのじ
やないでしょうかね。

○政府委員(横田正俊君) おつしやつ
たような問題は確かにあるのござい
まして、これは一時通産省のほうでも
重要産業安定法というような法律を考
えて、この重要産業の中に何が入るか
まだはつきりしなかつたのございま
すが、そこでいわゆる行政官庁による
法に基づく一つの統制を行えるというよ
うなことを一時考えられたやうでござ

います、併し最近ではまあその問題は
やや遠ざかつておるやうでございま
すが、私どももそういう非常に広汎な
ものがござまして、一方自由競争をモ
ットとし、且つその欠点をいろいろ
独占禁止政策で是正して行くという基
本の線とやや違つた方向に大幅に持つ
て行くことについては私も反対の
意向でございまして、併し特殊のもの
につきまして或る程度の統制を加え
て行くというのことは我々も一
応のそういう必要のあるものがあるこ
とを認めるのでございまして、確安に
つきましてはそういう観点からいたし
まして、或る程度の主務官庁による干
渉と申しますか規制と申しますか、そ
ういうことは止むを得ないのじやない
かというふうに考えておるわけでござ
います。

○永井純一郎君 そこで通産大臣がお
つたら通産大臣に聞いて行きたいので
すが、いらないから誰か代りの人に答
えてもらいたいのですが、確安工業につ
いてそういうことが行われた。私はそ
の他についても行われるだろうという
論議は、例えば一番競争力に幅を持つ
ておつた繊維品、化粧品その他につ
いてもすでにインドその他の東南アジア等
の輸入で敗れている。敗れている実績
がどん／＼でござつたのです。あら
ゆる輸出についてそうなつて来れば、
こういう独禁法の緩和をすることによ
つて輸出が振興するわけでも何でもな
いのであつて、確安にとつたような輸
出会社みたいなものを片一方では作る
というやうなやり方はどの産業につ
いてもこれは考えられることなんです。
何かそういうことをしなければ輸出が
もうでけないのですから……。今の政

府がとつておる外交方針の下ではもう
これは絶対できない。そうすれば行詰
つて来れば財界等の強力な圧力を受け
て又確安について同じようなことが
想像できて来る。例えば紡績関係で買
上機関のようなことをやるとか何とか
いうことを盛んにやられておつたのだ
が、同じようなやつぱり私は考え方だ
ろうと思うのです。そういうときの値
段をきめる基礎になる原価計算や何か
する基礎になるものを通産大臣が持つ
ということになつて行けば、これはも
う私も独禁法を主とする公取の働
き分野というものは実質上なくなつて
しまふと思うのですが、そこで私が通
産省に聞きたいのは、確安についてそ
ういふことをやつたが、他産業につ
いても結局そういうことに今の輸出の
実情から言ふならばなつてしまふのじや
ないか。なぜ確安だけにそういうことを
するの、こういうことなんです。

○政府委員(中野哲夫君) 確安の特
殊性に基きまして、今回特別の法律を今
国会で御審議を願つておる事情につ
きましては、私もこの数国会以来確
安をめぐるの激しい論議或いは審議
が続けられて、今日あのような法
律が、確安工業なり確安の輸出なり或
いは確安の配給なりに関する実体につ
いて、これは他の政策もこれと並行し
て必要だと思つておるが、それはさて
おきまして、ああいう法律が必要なり
と思つて御審議を願つておるわけで
ございまして、その点は私も只今横田委
員長から御答弁になつたと全く同一に
考えております。なお先ほど私の関連
いでございまして、あの場合における
主務大臣と書いてございまして、
あれは通産大臣と農林大臣と

ことになつておりまして、この独禁法
改正の御審議の際にもいろいろ御質問
がありましたように、企業家のみに利
益と申しますか、厚くするといふよう
な決定或いは価格調査といふようなこ
とは行われないのであつて、消費者で
ある農民の立場、農業の振興を図り
するため農林大臣も通産大臣と一緒に
なつて価格の調査に當る、こういうこ
とになつておるわけでございまして、
先ほど或いはさうな話かと私
は伺つたのですが、その点の憂いはな
いものと存ぜられるわけでございま
す。最後の点のあつて行方の方で考
えられるなら、今後輸出の状況を見て
おつても他産業に同様な仕組が次々と
行われて行くのではないかと、こういう
指摘の点でございまして、この点につ
いてはああいうやうな特別の、申さば
現行独禁法といふ一般的な考え方の方
の外を設けますにございまして、確安問
題で見られるやうな長年のいろいろ
審議討論の経過も必要といたします
し、又輸出振興を図りますためには、
ああいう行き方をやります前にいろ
いろ対外交渉、或いは生産上の合理化
或いは輸出商社の強化とかいろいろ
面で貿易の振興を図るための政策を立
てて参らなければならぬわけでござ
います。そこで只今通産省といたしま
しては確安以外に、具体的に、近いうち
に他の重要産業につきまして独禁法
の一種の例外をなすやうなことは現実
にはまだ考えておらんやうな状況で
ございまして、併し御指摘のやうに理論
的にどこまでもつめて行けば、そういう
形も考えられるのではないかと、こ
うなりますと、理論の上では確安プラ
ス、甲、乙、丙といふやうなもの、ない

ことを私も希望いたしますのでござ
います、理論を押しますればそういう
こともあり得ないわけではないと思
うのですが、只今現実の問題として具
体的にさうなことは通産省として考
えておらんのでございまして。

○永井純一郎君 理論的に……私は
実際にさうなつてしまはざるを得ない
といふことを言いたい。それはね、結
局です、今度の確安会社の措置とい
うものは、これは二重価格制を何回も
法制化して認めさせようといふことな
んです。実質は、農民が買ふものと輸
出の値と違ふのですからこれでやつ
ても違はせようと思つてゐるのですか
ら、それを法制化することによつて、
合法化するによつて抜けようとい
うだけのことなんです。実際はもうわ
かり切つておる。それではその他の商
品はさうせずにやつて行ける商品があ
るかという、鉄から紡績から始まつ
て全部同じことなんです、今さうな
つておる、輸出の価格はね。さうして
んだん而も輸出品の値下りよりも輸
入品の直下りの指数といふものが大
きくなりつた。これは指数を見
ればわかることであつて、どん／＼
さうなりつた。さうすると、二重
道は結局確安と同じ恰好で、二重
価格制をなんかに考へるよりほかに、
産業をとにかくその場を抜ける道は
ないといふことなんです。確安だけが
さうではない、その他すべてがさうで
はない、さういつた場合を私は予想して
この独禁法の改正といふものはやはり
調査だ、何だといふことを考へる場
合に考へないといふかん。さう思ふの
が、これは今ここで論議をして見ても
ちよつとそれは始まんかと思ひます
が、確安だけについてさういふことが

ことになつておりまして、この独禁法
改正の御審議の際にもいろいろ御質問
がありましたように、企業家のみに利
益と申しますか、厚くするといふよう
な決定或いは価格調査といふようなこ
とは行われないのであつて、消費者で
ある農民の立場、農業の振興を図り
するため農林大臣も通産大臣と一緒に
なつて価格の調査に當る、こういうこ
とになつておるわけでございまして、
先ほど或いはさうな話かと私
は伺つたのですが、その点の憂いはな
いものと存ぜられるわけでございま
す。最後の点のあつて行方の方で考
えられるなら、今後輸出の状況を見て
おつても他産業に同様な仕組が次々と
行われて行くのではないかと、こういう
指摘の点でございまして、この点につ
いてはああいうやうな特別の、申さば
現行独禁法といふ一般的な考え方の方
の外を設けますにございまして、確安問
題で見られるやうな長年のいろいろ
審議討論の経過も必要といたします
し、又輸出振興を図りますためには、
ああいう行き方をやります前にいろ
いろ対外交渉、或いは生産上の合理化
或いは輸出商社の強化とかいろいろ
面で貿易の振興を図るための政策を立
てて参らなければならぬわけでござ
います。そこで只今通産省といたしま
しては確安以外に、具体的に、近いうち
に他の重要産業につきまして独禁法
の一種の例外をなすやうなことは現実
にはまだ考えておらんやうな状況で
ございまして、併し御指摘のやうに理論
的にどこまでもつめて行けば、そういう
形も考えられるのではないかと、こ
うなりますと、理論の上では確安プラ
ス、甲、乙、丙といふやうなもの、ない

ことになつておりまして、この独禁法
改正の御審議の際にもいろいろ御質問
がありましたように、企業家のみに利
益と申しますか、厚くするといふよう
な決定或いは価格調査といふようなこ
とは行われないのであつて、消費者で
ある農民の立場、農業の振興を図り
するため農林大臣も通産大臣と一緒に
なつて価格の調査に當る、こういうこ
とになつておるわけでございまして、
先ほど或いはさうな話かと私
は伺つたのですが、その点の憂いはな
いものと存ぜられるわけでございま
す。最後の点のあつて行方の方で考
えられるなら、今後輸出の状況を見て
おつても他産業に同様な仕組が次々と
行われて行くのではないかと、こういう
指摘の点でございまして、この点につ
いてはああいうやうな特別の、申さば
現行独禁法といふ一般的な考え方の方
の外を設けますにございまして、確安問
題で見られるやうな長年のいろいろ
審議討論の経過も必要といたします
し、又輸出振興を図りますためには、
ああいう行き方をやります前にいろ
いろ対外交渉、或いは生産上の合理化
或いは輸出商社の強化とかいろいろ
面で貿易の振興を図るための政策を立
てて参らなければならぬわけでござ
います。そこで只今通産省といたしま
しては確安以外に、具体的に、近いうち
に他の重要産業につきまして独禁法
の一種の例外をなすやうなことは現実
にはまだ考えておらんやうな状況で
ございまして、併し御指摘のやうに理論
的にどこまでもつめて行けば、そういう
形も考えられるのではないかと、こ
うなりますと、理論の上では確安プラ
ス、甲、乙、丙といふやうなもの、ない

ことになつておりまして、この独禁法
改正の御審議の際にもいろいろ御質問
がありましたように、企業家のみに利
益と申しますか、厚くするといふよう
な決定或いは価格調査といふようなこ
とは行われないのであつて、消費者で
ある農民の立場、農業の振興を図り
するため農林大臣も通産大臣と一緒に
なつて価格の調査に當る、こういうこ
とになつておるわけでございまして、
先ほど或いはさうな話かと私
は伺つたのですが、その点の憂いはな
いものと存ぜられるわけでございま
す。最後の点のあつて行方の方で考
えられるなら、今後輸出の状況を見て
おつても他産業に同様な仕組が次々と
行われて行くのではないかと、こういう
指摘の点でございまして、この点につ
いてはああいうやうな特別の、申さば
現行独禁法といふ一般的な考え方の方
の外を設けますにございまして、確安問
題で見られるやうな長年のいろいろ
審議討論の経過も必要といたします
し、又輸出振興を図りますためには、
ああいう行き方をやります前にいろ
いろ対外交渉、或いは生産上の合理化
或いは輸出商社の強化とかいろいろ
面で貿易の振興を図るための政策を立
てて参らなければならぬわけでござ
います。そこで只今通産省といたしま
しては確安以外に、具体的に、近いうち
に他の重要産業につきまして独禁法
の一種の例外をなすやうなことは現実
にはまだ考えておらんやうな状況で
ございまして、併し御指摘のやうに理論
的にどこまでもつめて行けば、そういう
形も考えられるのではないかと、こ
うなりますと、理論の上では確安プラ
ス、甲、乙、丙といふやうなもの、ない

ことになつておりまして、この独禁法
改正の御審議の際にもいろいろ御質問
がありましたように、企業家のみに利
益と申しますか、厚くするといふよう
な決定或いは価格調査といふようなこ
とは行われないのであつて、消費者で
ある農民の立場、農業の振興を図り
するため農林大臣も通産大臣と一緒に
なつて価格の調査に當る、こういうこ
とになつておるわけでございまして、
先ほど或いはさうな話かと私
は伺つたのですが、その点の憂いはな
いものと存ぜられるわけでございま
す。最後の点のあつて行方の方で考
えられるなら、今後輸出の状況を見て
おつても他産業に同様な仕組が次々と
行われて行くのではないかと、こういう
指摘の点でございまして、この点につ
いてはああいうやうな特別の、申さば
現行独禁法といふ一般的な考え方の方
の外を設けますにございまして、確安問
題で見られるやうな長年のいろいろ
審議討論の経過も必要といたします
し、又輸出振興を図りますためには、
ああいう行き方をやります前にいろ
いろ対外交渉、或いは生産上の合理化
或いは輸出商社の強化とかいろいろ
面で貿易の振興を図るための政策を立
てて参らなければならぬわけでござ
います。そこで只今通産省といたしま
しては確安以外に、具体的に、近いうち
に他の重要産業につきまして独禁法
の一種の例外をなすやうなことは現実
にはまだ考えておらんやうな状況で
ございまして、併し御指摘のやうに理論
的にどこまでもつめて行けば、そういう
形も考えられるのではないかと、こ
うなりますと、理論の上では確安プラ
ス、甲、乙、丙といふやうなもの、ない

行われ、そのことにおいてすでに私は實質的には矛盾が来ておつて、独禁法の改正された独禁法では實際上有効にこれが動けないというような実情が来るに違いないということを今から考えますれば、これは大いに注意を公取にしなければならぬということ、これは今は言えないと思ふのですが、その辺でやめておきたいと思ひます。

○委員長(早川一君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(早川一君) 速記を始めて下さい。別に御発言もございませんでしたならば質疑は尽きたものと認め、直ちに討論に入ることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○八木幸吉君 私は本法律案に対し希望を附して賛成いたすものであります。

本法律案は御承知の通り昭和二十二年三月、連合司令部の指令によつて成立し、事業者団体法と共に対日管理政策の一環をなしたものであります。従つて連合司令部の指示又は勅告によつてできた他の多くの制度、法律等と同様に我が国情に適合しない点多多あるものであります。殊にこの法律は或る部分においてはむしろ母法とも申すべき米国の反トラスト法よりも強化せられてゐるのでありますから、ここに我が国の独立を機会に改正案が提出せられたのも又極めて当然の成行き

でありまして、私はその緩和を目的とする本改正案機括的に賛成するものであります。然しながら本改正案は幾多の不備なる点を包蔵してゐるのであります。その主なるものについて申し上げたいと存じます。

第一はこの法律の基本觀念に関する問題であります。本改正案の最も重要な点は、一定の条件の下に不況カルテル、合理化カルテル及び再販売価格の維持契約を認めたこととあります。かくのごとき大幅の除外例を認めたことは独禁法の基本線が一步後退したことであり、その性格の上に一つの大なる変化を生じたことを認ざるを得ないのであります。

現行法は自由競争の原理に立つて公正且つ自由なる競争の制限行為はすべて社会的罪惡なりとし、行為そのものを取締の対象とし、その結果を問わないう建前になつておつたのであります。が、今回の改正案のごとくにその内容、実質が大幅に後退変更されました場合に於いては、私は英國の獨禁及び制限慣習法のごとくに「公共の利益」に反するや否やを取締の基準となすことに法体系を統一することが妥當であると信ずるのであります。

第二は認可制度に関する問題であります。この改正案の政府原案によりますと、カルテルを認める場合には公正取引委員會の認定を経て、主務大臣がこれを認可することになつております。尤もこの点は衆議院の修正案によつて、公正取引委員會が主務大臣と協議してこれを認可することに改められましたけれども、政府原案は主務大臣と公正取引委員會との二本建となつておりまして、一種の妥協であります。

通産省側の意見を聞いて見ますと、カルテルは当該産業、関連産業のみならず、貿易の発展にも重大な關係があるのであるから、經濟の実情に十分通じてゐるものでなければ適切な認可は与えられないが故に主務大臣が認可権を持つことが妥當であると、かように主張しておられます。

ここで私は問題の本質に返つて見たのであります。即ちこの法律の究極の目的とするところは共同行為の結果が公共の利益に反し、延いては國民經濟の發展を阻害するからこれを取締るというところになければなりません。即ち取締の対象となるべきものは共同行為そのものでなくて、その結果であります。行為そのものはできるだけ活に經濟界の実情に即応すべき必要ありまして、即ちここに業者の届出制度の合理性が出て来るのであります。

併し如何にその共同行為が迅速に行われるとしてもその結果は儘くまでも公共の利益、國民經濟の發展を阻害するものであつてはならないものであります。ここに取締の必要が生じて来るのであります。従つて私の考えを以てすれば共同行為はすべて一カ月の期間を持つた事前届出制度となし、公共の利益に反すると認められる場合においてはのみ公正取引委員會はその共同行為の停止又は禁止を命じ得ることとするのが最も実情に副うものであると確信するのであります。而してこの場合にいはゆる公共の利益とは一時的に限られた一部分の消費者の利益ではなくして、広い観点に立つた國民經濟全般の利益ということでありまして、法律改正の際には「公共の利益」そのものの

の意義も法文の上において明確にするの必要ありと信ずるのであります。

第三に私の不備とする点は、企業間の共同行為を認むる範圍に関する問題であります。本案によれば、協定の認められてゐる業種は生産業者のみであつて、販売部門に関しては何らの考慮が払われておらないのであります。従つて不況対策上万全を期することができません。これを絹糸布、スフ、絹、人絹等の織物業者に例をとつて申し上げますならば、戦前は販売部門特に卸売段階が金融的に充實していたがために不当なる暴騰、暴落を抑制して極めて弾力性ある市況を保持し得たのであります。戦後はこの段階が資力的に脆弱化したために実勢以上に市況を刺激する場合が多く、且つ手形の取引を主体としてゐるがために不況時において最も深刻なる打撃を受け、これが中小企業に波及せられて、又一面卸売部門の投売、倒産等は逆に生産部門にまで波及することとなつたのであります。従つて國民經濟上、効果ある不況対策を樹立するためにはひとり生産者のみならず、販売業者にもその共同行為を認むる必要を感じるのであります。殊に本法案において生産業者の共同行為を一定条件の下に認め、又本国会には中小企業安定法、輸出入取引法等も提案せられ、これらはいずれも単独立法としてそれ／＼獨禁法の大なる例外規定になつてゐるのであります。その中間に挟まれてひとり国内における販売部門のみが取残された感があるのであります。この点に関する法律改正の必要が一層痛感せられる次第であります。

以上私は本改正法律案の不備と思はれる点を列挙した次第であります。すでに会期も切迫しておりますので、今これを修正等いたしております。警議未了となる虞れもあり、本改正案の成立は我が國民經濟の發展に寄与するもの少なからずと信じます。故に暫らく不備と信ずる点を指摘し、その改正を他日に期し公正取引委員會及び主務官庁の運用上の善処を希望することにとどめ、本改正案に賛成するものであります。

なお私の修正要綱を本院法制局に立案して頂いたものを持つておりますが、時間節約のため朗讀を省略して、他日改正のときの参考とするため速記録に掲載いたされんことを委員長にお願いをいたすものであります。

○委員長(早川一君) 如何ですか、順次御発言願ひます。

○奥むめお君 私この法案に對しましては反對の立場でございます。これは緑風会は一々々々の主義を拘束いたしませんので、二人おられますけれども、早川委員は委員長としておいでになります。私とは立場を異にせられてゐるのでございます。私の立場は、社會の消費者大衆がこの法案獨禁法緩和の内容に對してどう見てゐるか、これを率直に申し上げますと、これによりまして利するものは少數の大企業であり、大企業が立てることによつて國民全体が助かるのであるという説明もあり、そういう考え方もあるのであります。けれども、すでに獨禁法がそのまゝにありながら、これに違反するカルテル行為、共同行為といふものは既定の事實として行われていたものであります。その經驗を通して考えましても、例えば絹糸或いは絹布、人絹、スフ、砂糖、肥料、

い、近い例が、これは共同行為をいたしました少数の資本家は其の利得を得ましたけれども、国民大衆に安い価格となつてその生活を潤していかつたといふことは、これははつきりした事実でございます。ですからこの物価政策という面から考えまして、独禁法の緩和の将来に非常に不安を感じます。又価格カルテル、これも非常に大幅に去年の案よりも緩和されましたけれども、これと同時に再販売価格制の維持と併せて価格の吊り上げには役立ちましたも、価格引下げには何にも役立つものが考えられません。結局今日の社会は特需によりまして日本の社会生活というものは非常に貧富の差が激しくなつて来ていると思ひます。貧乏人は非常に苦しんでおりますし、そして一面には人もなげなる豪奢な生活やいろ／＼なそういう遊びの場所もだんだん盛んになつております。こういう凸凹の社会を見るにつけても、今日社会福祉というものは大衆の生活を守るということが法の精神にならなきやならないと思ひます。併しこの法案の審議にすつと進んで参ります間に、私もこの法案が決して国民大衆の意思で改正されるものではなくて、これは少数の大企業家側の圧力によつてこうなつて来たんだ、ただ既定の事実として行われていた共同行為を法律があとから追つかけてこれをただ認めるに過ぎないんだ、こういうふうに感じます。ですから、その法の修正に至りますまでの精神にも私は反対でございます。又將來この法の運用に当りまして、幾つもの不安を感じる。先ほども質問の中で岡田委員がおつしやつていらつしやつたように、罰則に至

つては全く問題にならない。ですからい、この法案に對しましては手を尽さなければならぬ重要な内容が現われていると思ひます。でございますけれども、まあここに至りました以上は、ただ反対を表明いたしました私の立場でございます。

○岡田委員 私は本改正案に反対いたします。理由は本会議で申述べることになります。

○委員長(早川一君) ほかに御意見もないようでございますから、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(早川一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(早川一君) 多数でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(早川一君) 御異議ないと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

八木 幸吉 岩沢 忠恭
高橋 衛 滝井治三郎
鮎川 義介

○委員長(早川一君) ちよつとお諮りいたします。先ほど八木委員の討論中において述べられましたように、今回は修正案としては提出せられませんが、同委員御研究の結果作成されました修正案を御希望に従つて会議録に掲載することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(早川一君) それではこれを以て散会いたします。

午後四時三十八分散会

【参照】

八木幸吉君の独占禁止法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第二十四条の三及び第二十四条の四を次のように改めること。

(不況に對処するための共同行為)

第二十四条の三 この法律の規定は、特定の商品の供給が著しく均衡を失したため左の各号に該当事業が生じた場合に於いて、その商品を生産し若しくは販売する事業者又はこれらの事業者を構成員とする事業者団体(以下「生産事業者等」という。)が、その事態を克服するため、あらかじめ、公正取引委員会に届け出する生産数量、販売数量、設備の制限(設備の更新又は改良を妨げるものを除く)

- く)又は対価の決定に係る共同行為(事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ)については、これを適用しない。但し、不正な取引方法を用いるとき又は事業者が不正な取引方法に該当事業行為をせよとするとときは、この限りでない。
- 一、当該商品の価格がその生産又は販売のための平均費用を下り、且つ当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。
- 二、企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。
- 2 生産事業者は、前項に規定する場合に於いて、同項に規定する共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、三十日前までに公正取引委員会に届け出なければならぬ。その届け出た共同行為を変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 公正取引委員会は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る共同行為が第一項に規定する要件に適合せず又は左の各号の一に該当していると認めるときは、その届出をした者に対し、当該共同行為を変更若しくは停止すべきことを命じ、又は禁止することが出来る届出のあつた共同行為が、第一項の要件を欠き、又は左の各号の一に該当するに至つたと認める場合も同様とする。
- 一、第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえてい
- ること。
- 二、消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあること。
- 三、不当に差別的であること。
- 四、その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することをして不当に制限していること。
- 五、対価の決定に係る共同行為にあつては、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難な場合に該当せず、又は対価の決定に係る共同行為以外の共同行為をした後において当該共同行為のみをもつてして第一項に規定する事態を克服することが著しく困難な場合であつて当該共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとする場合に該当しないこと。
- 4 公正取引委員会は、前項の規定による処分をしようとするときはあらかじめ、主務大臣(当該共同行為に係る事業についての主務大臣をいう。以下同じ)に協議しなければならぬ。
- 5 第二項の届出をして共同行為をする生産事業者等が、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。
- 6 公正取引委員会は、第二項又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に通知しなければならぬ。
- 7 第三項の規定による処分に対して不服がある利害関係人は、当該処分があつた日から三十日以内

に、その旨を記載した書面をもつて公正取引委員会に不服の申立をすることができ、

8 公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行つて決定をし、当該申立人に文書をもつて通知しなければならない。

(企業合理化のための共同行為)
第二十四条の四 この法律の規定

は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が、あらかじめ、公正取引委員会に届け出する技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは商品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為については、これを適用しない。

2 公正取引委員会は、前項に規定する共同行為について届出があつた場合において、その届出に係る共同行為が前項に規定する要件に適合せず又は左の各号の一に該当していると認めるときは、その届出をした者に対し、当該共同行為を変更若しくは停止すべきことを命じ、又は禁止することができ、届出のあつた共同行為が、前項の要件を欠き、又は左の各号の一に該当するに至つたと認める場合も同様とする。

一、需要者の利益を害するおそれがあること。

二、一般消費者及び関連事業者(需要者たるものを除く)の利益を不当に害するおそれがあること。

益を不当に害するおそれがあること。

三、不当に差別的であること。

四、その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること

を不当に制限していること。

五、共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものであること。

3 前条第一項但書、第二項及び第四項から第八項までの規定は、第一項の共同行為について、これを準用する。